

## 認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ない速さで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。平成29年度版高齢者白書によると、認知症高齢者数の推計は、2015年では約525万人であったところ、2025年には700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や国民の誰もが発症する可能性があり、誰もが介護者となり得ることから、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができるとともに、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、若年性認知症など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも取り組む必要がある。

さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、国においては、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れ、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国や地方自治体を始め企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症と診断された直後は、相談できる人がいないといった理由から、多くの認知症患者において診断直後に支援の空白期間が生じており、この期間においても、本人が必要とする支援や情報につながるような、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成するなど支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援に当たっては、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータを活用し、有効な予防法や行動・心理症状に対し適切に対応するなど、認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣宛て  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

福島県議会議員 吉田栄光